

監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成29年3月30日

四日市港管理組合

監査委員 福井 信行

監査委員 中村 久雄

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合	実施年月日	平成28年9月20日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 財産管理について</p> <p>土地・建物・備品等の財産管理については、通常の業務遂行時にあわせてチェックを行っているが、一定の期間毎に総点検することも検討されたい。また、経年変化の把握と人事異動による担当者の交代にも対応できるよう、現況の写真を添付することなども考慮されたい。</p>		<p>(1) 財産管理について</p> <p>土地・建物の財産管理については、職員の巡回時に状態や異常等の確認、また、定期的に台帳の内容と現況を突合、確認を行っているところですが、監査委員の意見を踏まえ、現況の写真を添付する等して、経年変化の把握および人事異動による担当者の交代に対応できるように努めていきたいと考えています。また、一定の期間毎に総点検することも検討していきたいと考えています。</p> <p>備品の管理については、各所属において3月末日時点の「物品管理状況一覧表」を作成して自己検査を行い、これらの備品の中から会計管理者（出納室）による抽出検査を実施しているところです。また、備品の経年変化の把握と人事異動による担当者の交代に対応できるよう、必要に応じて、現況の写真や具体的な保管場所を記した備品の配置図などの添付を検討したいと考えております。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部総務課	実施年月日	平成28年9月20日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) ポートビル照明器具のLED化について</p> <p>管理組合では、昼休みに執務室の電気を消灯するなど節電に努め、温室効果ガスの削減を進めているが、電気使用量の更なる削減のため、ポートビル内の照明器具のLED導入の節減効果について、より詳細な調査を検討されたい。</p>		<p>(1) ポートビル照明器具のLED化について</p> <p>管理組合での節電対策については、引き続き、昼休みの執務室消灯、エアコンの適切な温度設定、ならびに、こまめな消灯等を行っていきます。</p> <p>照明器具のLED化については、温室効果ガスの削減および電気使用量の節減効果は期待できるものの、初期導入費用が高額になるといった課題もあります。そのため、県市における直近の公共施設の導入事例および導入予定を参考に、LEDの導入時期などを検討していきたいと考えています。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部企画課	実施年月日	平成28年9月23日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 港湾運営会社の統合について</p> <p>名古屋港との港湾運営会社の統合については、将来の四日市港に多大な影響を与えるものであり、対等性の確保や統合によるメリットの享受が極めて重要であることから、統合に伴い考えられるリスクの洗い出しを行うなど、十分な準備のもと、取り組まれない。</p>		<p>(1) 港湾運営会社の統合について</p> <p>統合期限である平成29年9月11日に向けて、四日市港と名古屋港の港勢や特例港湾運営会社の資本金規模等に大きな差異があることを踏まえ、四日市港の存在意義を失わないよう両港の対等性を確保するとともに、双方が統合によるメリットを享受できるように統合協議を進めていきます。</p> <p>なお、統合協議については、会社の統合という問題であるため、まずは両港の会社間で進めることとしており、四日市港管理組合としては、管理組合間で統合に係る条件整理や国との調整等必要な関与を行っていきます。</p> <p>また、統合協議を進めるうえでは、四日市港管理組合と四日市港の特例港湾運営会社である四日市港埠頭（株）とで統合協議に係る考え方、手法等について意思統一を図っていきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部振興課	実施年月日	平成28年9月20日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 港勢の拡大について</p> <p>外貿コンテナ貨物取扱量はここ2年減少しており、三重県内におけるコンテナ貨物の四日市港利用率も31.6%（平成25年調査）と伸び悩んでいる。県内はもとより四日市港利用優位圏である周辺県（滋賀県・岐阜県）も含め、利用状況だけではなく、コンテナ貨物の動向等についても調査・分析を行い、更なる集荷活動・航路誘致に努められたい。</p>		<p>(1) 港勢の拡大について</p> <p>四日市港利用優位圏におけるコンテナ貨物の動向については、「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」などの統計結果を基に分析を行い、ポートセールスに活用しています。加えて、荷主企業や関係団体等からの聞き取り結果を踏まえた上で、貨物の種類や物量に応じて個々の対応を検討することで、潜在貨物を対象とした集荷活動や、荷主企業の利便性を向上させる航路誘致を展開しています。</p> <p>また、四日市港利用優位圏内での四日市港利用率を向上させるため、圏域内での定期的な説明会の開催や、メリハリをつけた企業訪問を行うとともに、県内外の関係自治体と連携するなど、効果的なポートセールスを実施しています。</p> <p>今後も引き続き、周辺県のコンテナ貨物の動向などを精査し、四日市港利用率の向上のための取組を推進します。</p>	
<p>(2) シドニー港との姉妹港提携について</p> <p>シドニー港との関係は、平成14年のコンテナ定期航路廃止以降は、船の寄港が無くなり、平成20年の姉妹港提携40周年事業が中止となるなど、管理組合だけでなく港湾関係者も含め、交流が無くなっているのが現状である。平成30年には姉妹港提携50周年を迎えることから、これを機に姉妹港提携の在り方について検討されたい。</p>		<p>(2) シドニー港との姉妹港提携について</p> <p>コンテナ航路の廃止やこれに伴う両港間の貿易量の激減、港湾管理者の変更など、両港をとりまく状況が変化中、「シスターポートセミナー」や「職員相互派遣事業」といった交流事業を行うことは難しいと考えています。</p> <p>しかし、これまでの四日市港の発展の過程において、シドニー港との関係は欠かすことができないものであり、その歴史や両港の関係性は今後も大切にしつつ、姉妹港提携50周年を迎える平成30年に向けて、先方の意向も確認しながら、今後の両港の交流のありかたについて、検討をすすめていきたいと考えています。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部港営課	実施年月日	平成28年9月23日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 放置艇対策について</p> <p>300隻を超える放置艇については、船舶航行の安全を確保するためにも、保管施設の確保と放置等禁止区域の設定の両輪による対策を進められたい。また、保管施設の整備・運営等については、PFI等の活用も考慮にいれ、引き続き検討されたい。</p>		<p>(1) 放置艇対策について</p> <p>放置艇対策については、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策が必要であると考えています。</p> <p>そのため、保管施設の整備・運営等については、民間の資金やノウハウを活用したPFI手法等の導入の可能性について調査を行っています。</p> <p>また、放置等禁止区域の指定などの規制措置については、関係者間で協議するなど、放置艇対策を進めています。</p>	
<p>(2) 清掃船「じんべい」の活用について</p> <p>清掃船「じんべい」について、県民・市民の方がふれることのあまりない特殊な船であり、港まつり等のイベント時に一般公開するなどし、環境保全の啓発のための活用についても検討されたい。</p>		<p>(2) 清掃船「じんべい」の活用について</p> <p>水域の環境保全等を広く県民・市民へ啓発するため、清掃船「じんべい」を港まつり等のイベント時に一般公開することについて、関係者と検討していきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部整備課	実施年月日	平成28年9月20日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 事業の明許繰越について</p> <p>事業の明許繰越について、計画的に事業執行を行うとともに、事業効果が早期に発現できるよう、できる限り繰越事業の抑制に努められたい。</p>		<p>(1) 事業の明許繰越について</p> <p>発注手続前に関係機関との協議等を見える化するとともに、計画的な事業執行を行い早期発注に努めます。また、発注後は工程管理を行い、円滑な事業進捗を図り、事業効果の早期発現に努めます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部施設保全課	実施年月日	平成28年9月20日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 事業の明許繰越について</p> <p>事業の明許繰越について、計画的に事業執行を行うとともに、事業効果が早期に発現できるよう、できる限り繰越事業の抑制に努められたい。</p>		<p>(1) 事業の明許繰越について</p> <p>事業執行にあたっては、発注手続前に関係機関との協議を行うなど計画的な事業執行を行うことにより、早期の予算執行を図り、事業効果の早期発現に努めます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部出納室	実施年月日	平成28年9月23日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 事務用品の在庫管理について 事務用品については、出納室にて集中調達し、持ち出す際に台帳に記帳することにより管理しているが、台帳と現物の確認を定期的に行うなど、その管理について徹底されたい。</p>		<p>(1) 事務用品の在庫管理について 出納室で集中調達した供用の事務用品については、施錠できるロッカーで保管し、持ち出す際に台帳への記録を求めることにより適正に管理しているところです。 今後は、比較的高額な事務用品等を抽出し、月ごとに在庫確認を行うなど、より適正な管理に努めます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 議会事務局	実施年月日	平成28年9月23日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 海外港湾事情調査について 組合議員の海外港湾事情調査については、議会の議決により毎年実施されているが、構成団体である県議会・市議会とも議会独自で海外調査を行う制度は採られていない。調査目的と効果を十分精査し、慣例化することのないよう、再度その在り方について検討されたい。</p>		<p>(1) 海外港湾事情調査について 今年度の海外港湾事情調査については、単なる他港の状況を調査してくるだけではなく、四日市港のPRをしっかりと行い、さらに将来的に何らかの關係に発展できるような訪問を実施しました。今後も引き続き、費用に見合う十分な成果を発揮できるよう議会としての役割、調査の在り方等を検討し、慣例化することのないよう事務局としてサポートしていきたいと考えます。</p>	